

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第45条第2項	社会福祉法人等の市営住宅の使用 の許可	建築住宅課

1 審査基準は、次のとおり。

(1) 対象となる事業

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省令第1号、建設省令第1号）第1条に規定する事業

(2) 使用することができる者

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省令第1号、建設省令第1号）第2条に規定する者

(3) その他

次の要件を満たすものであり、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で行われるものであること。

ア 市営住宅の本来対象層の入居を阻害しないこと。

イ 事業の円滑な実施が担保されていること。

2 標準処理期間は、15日とする。